推奨基準(第6条関係)

- (1)参加申込月から令和5年1月までの間の任意の7か月間(以下「評価期間」という。)の最後の月(以下「評価期間終了月」という。)において、当該事業所の利用期間が6月を超える者(以下「評価対象者」という。)が、表1の左欄に掲げる対象事業所(サービス)種別ごとに、同表の右欄に掲げる人数以上であること。
- (2)評価対象者について、推奨基準確認表(様式2)(※)により算出した評価点数の高い順に並べ、上位及び下位1割の者を除いた上で評価点数を合算し、平均して得た値が1以上であること。

※推奨基準確認表 (様式2) の作成手順

- ①評価対象者について、評価期間の最初の月(以下「評価開始月」という。)と評価期間終了月において、推奨基準確認表(様式2)の判定基準に基づき ADL を評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定する。
- ②評価期間終了月の ADL 値から評価開始月の ADL 値を控除して得た値に、表2の左欄に掲げる 者に係る同表の中欄の評価開始月の ADL 値に応じてそれぞれ右欄に掲げる値を加算し、評価 対象者ごとの評価点数を算出する。

(表1)

対象事業所(サービス)種別	評価期間中の利用者数
通所介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所リハビリテーション 総合事業(通所型サービス(従前相当)) 通所リハビリテーション	10人以上
総合事業(通所型サービスC「短期集中」)	5人以上

(表2)

利用者	評価開始月の ADL 値	加算値
1 2以外の者	ADL 値が 0 以上 25 以下	1
	ADL 値が 30 以上 50 以下	1
	ADL 値が 55 以上 75 以下	2
	ADL 値が 80 以上 100 以下	3
2 評価開始月において、初	ADL 値が 0 以上 25 以下	0
回の要介護認定があった月か	ADL 値が 30 以上 50 以下	0
ら起算して12月以内である	ADL 値が 55 以上 75 以下	1
者	ADL 値が 80 以上 100 以下	2